

教育実習について

○ 令和9年度（2027年度）教育実習を申し込まれる方へ 申し込み条件と確認事項

- 1 原則として本校卒業生で「教員になりたい」という熱意があり、また教員としての適性が認められること。
- 2 実習年度の教員採用試験(高等学校を第一志望)を受験すること。
- 3 本校各教科の受け入れ定員を超えておらず、受け入れ教科の承認が得られること。
- 4 大学4年次においての実習を原則とする。
- 5 麻疹(はしか)のワクチンを接種または抗体の確認をしていること。
- 6 本校の教育実習は本人の希望取得免許により、2週間および3週間の教育実習が可能である。(中学校免許は3週間の実習が必要)
- 7 本校に専任教員がない科目の実習はできない。
- 8 教育実習は5月中旬頃から行う。5月上旬に事前打ち合わせを行う。
- 9 実習受け入れ内諾(承諾)後において、実習生としてふさわしくない行為などがあれば、内諾(承諾)を取り消すことがある。

教育実習の申し込みからの流れ

- 1 次年度の申し込みの受付は、前年度の4月1日から行っています。申し込み締め切りは、6月2週目の金曜日までとします。今年度は6月12日(金)16:40までです。
- 2 申し込みは、本校教務部に電話連絡をしてください。
※その際に、「卒業年度」「3年担任の名前」「実習期間」「実習希望教科・科目」「連絡先」「メールアドレス」などを聞きます。
- 3 電話連絡の後、受け入れの可否を検討したのち、7月下旬に行う面談の「日程調整用のファイル」と「教育実習申込書」をメールにて送らせていただきます。
「日程調整用ファイル」は期限までにメールで返信してください。
- 4 7月中旬～下旬の指定した日に来校し、面接を行います。この際、大学へ提出する「内諾書」「返信用封筒(切手付き)」等必要書類と「教育実習申込書」をお持ちください。
申し込み者が多い場合や、面談の結果により実習生としてふさわしくないと判断される場合は、受け入れることができないことがあります。
- 5 8月以降に受け入れの可否を決定し、大学からの内諾書等の手続を行います。